

秘密保持に関する誓約書

当社は、SSD 換装作業（以下、「本業務」といいます。）の依頼者に対し、本業務を履行する目的（以下、「本目的」といいます。）で依頼者から提供を受ける秘密情報に関し、その漏えいを防止するため、以下のとおり誓約します。

（秘密情報の定義）

- 第1条 秘密情報とは、依頼者が本業務に関して当社に受け渡すパソコン内のハードディスク、SSD 等の電子記憶媒体に記載されている情報をいいます。また、依頼者が当社に秘密である旨の表示をしたパスワード等の有体物秘密情報（文書等）を含むものとします。さらに、依頼者が当社に秘密である旨の表示をした電子メール等による電子データ等を含むものとします。
- 2 以下のいずれかに該当するものについては、前項の「秘密情報」にはあたらないものとします。
- (1) 依頼者から提供された時点で既に公知であった情報
 - (2) 依頼者から提供された後に、自己の責に帰さない事由により公知となった情報
 - (3) 依頼者から提供された後に、提供された情報に基づかず独自に開発したものに関する情報
 - (4) 依頼者から提供される前に、既に自己が所有していた情報
 - (5) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報

（情報の開示）

- 第2条 依頼者は、当社に対し、秘密情報を本業務の必要に応じて開示するものとします。

（秘密保持）

- 第3条 当社は、依頼者から提供された秘密情報を本目的以外のために当社以外のいかなる第三者に対しても開示又は漏洩しないものとします。ただし、以下のいずれかに該当するものについてはこの限りでありませんが、(1) ないし (3) の開示については、開示を受ける者（以下、(1) ないし (3) の開示先を総称して「許諾開示者」といいます。）に対して、本書にて定めるものと同様の秘密保持義務を負わせるものとします。
- (1) 当社の役員及び従業員（ただし、当該秘密情報を知ることが必要と認められる最小限の者とします。）及び当社が本業務に関連して発生した紛争等を解決するために依頼する弁護士等の外部専門家
 - (2) 当社が本目的のために本業務の一部を再委託する当社の子会社である株式会社フィールテック及び同社の役員及び従業員（ただし、当該秘密情報を知ることが必要と認められる最小限の者とします。）
 - (3) その他本目的に關係する者で依頼者が別途承認した者
 - (4) 法令、通達その他行政上又は司法上の手続きに従い秘密情報の開示を要求された場合

2 当社は、依頼者から提供を受けた秘密情報を厳重に管理し、保持する義務を負い、

本条に定める秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を管理するものとするものとします。

3 当社及び許諾開示者は、本目的に合理的に必要な範囲内でのみ、依頼者の事前の承諾を得て、秘密情報を複製することができるものとします。なお、当社及び許諾開示者は、本項に基づき秘密情報を複製した場合には、当該秘密情報に付された秘密である旨の表示を当該複製物にも付し、前項にて定める管理の対象とします。

(秘密情報の返還・破棄)

第4条 当社及び許諾開示者は、本業務が終了した場合又は依頼者より返還請求のあつた場合には、依頼者の指示に従い秘密情報及びその複製物を依頼者に直ちに返還又は破棄するものとします。なお、秘密情報及びその複製物を破棄した場合には、当社及び許諾開示者は、依頼者からの求めがあった場合、依頼者に対してその事実を証明する書面を提出するものとします。

(損害賠償)

第5条 依頼者は、当社又は許諾開示者の故意又は過失により本書に定める秘密保持義務に違反したと認められる場合、損害の賠償を請求することができるものとします。なお、当社による損害の賠償額は、双方協議により決定するものとします。

(管轄裁判所)

第6条 本書に関し紛争が生じたときは、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(誠実協議)

第7条 本書に定めのない事項及び本書に関する疑義については、双方誠意をもって協議し、解決するものとします。

以上